

令和4年度第1回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会議次第

日時 令和4年7月28日(木)
午後4時30分～
会場 宇都宮市役所14階
14大会議室

1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料1
- (2) 委員紹介
- (3) 会長及び会長職務代理者の選出 . . . 資料2
- (4) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 報告事項
 - ・報告第1号 令和3年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について
 - ・報告第2号 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
 - ・報告第3号 令和3年度国保アクションプランの主な取組実績と
令和4年度国保アクションプランの主な取組について
 - ・報告第4号 令和4年度国民健康保険税の賦課状況について
 - ・報告第5号 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険
の取組について

3 その他

- ・令和4年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	成島隆裕	市議会議員	新任
	福田久美子	市議会議員	新任
	田中勇大	宇都宮商工会議所青年部 副会長	
	土屋貴子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	村田隆一	市農業委員会 会長職務代理	
	坂本悦男	公募委員	
	根本智子	公募委員	新任
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	松本国彦	市医師会 会長	
	野間重孝	市医師会 副会長	
	増山哲茂	市医師会 副会長	
	石原雅行	市医師会 副会長	
	北條茂男	市歯科医師会 会長	
	生井俊一	市歯科医師会 副会長	新任
	高野澤昇	市薬剤師会 会長	
第3号委員 公益代表	平松明夫	市議会議員	新任
	菅原一浩	市議会議員	新任
	塚田典功	市議会議員	
	福田茂夫	市社会福祉協議会 副会長	新任
	檜山和子	市民生委員児童委員協議会 会長	
	上野元子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 副部会長	
	小野篤司	宇都宮短期大学 准教授	
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野沢良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
小久保 雅 司	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※1
井 上 源 夫	保険年金課長補佐 ※2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※2
大 嶋 聡	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真佐樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真理子	保険年金課管理グループ総括 ※2
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
鈴 木 信 晴	健康増進課長
岩 下 あす香	健康増進課長補佐
小 林 昭 孔	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜希子	健康増進課健康診査グループ係長

※1 書記長

※2 書記

協議会の役割

- ・ 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・ 国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・ 国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

○国民健康保険法

第 2 章 都道府県及び市町村

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第 4 章の規定による保険給付、第 76 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限り。）を審議することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

第 1 章 都道府県及び市町村

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第 3 条 法第 11 条第 1 項に定める協議会(第 5 項において「都道府県協議会」という。)

は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。))第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の 2 分の 1 以上当該数以内の数とする。

3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○宇都宮市国民健康保険条例

第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 7 人

- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
- (3) 公益を代表する委員 7人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○宇都宮市国民健康保険規則

第1章 国民健康保険運営協議会

第1節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第1条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第2条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第3条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第 8 条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 9 条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第 10 条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第 11 条 協議会の委員 7 人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第 12 条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第 13 条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員 2 人とし、会議の始めに議長が会議に諮つてこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第 14 条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

第 3 節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第 15 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第 16 条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第 17 条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第 18 条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第 4 節 書記

(書記)

第 19 条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第 20 条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

第 5 節 雑則

(公印)

第 21 条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和 36 年規則第 38 号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第 22 条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

会長及び会長職務代理者の選出

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者を選出する。

(提案の理由)

委員の一括改選に伴い、会長及び会長職務代理者を選出するもの。

【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

○国民健康保険法施行令

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第 15 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

報告第1号

令和3年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について

【歳出】

区分	予算現額 (円)	決算見込額 (円)	対予算現額 割合 (%)	前年度決算額 (円)	対前年度 決算額割合 (%)	摘 要 ※ () 内の数値は対前年増減
総務費	642,796,000	582,491,613	90.62	617,341,481	94.35	職員給与費, 一般事務費, 賦課徴収費, 運営協議会費等 【対前年比 減の主な理由】 制度改正に伴うシステム改修委託料の減
保険給付費	34,034,966,000	33,528,655,875	98.51	31,858,741,516	105.24	<p>主な保険給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費 : 医療機関でかかった医療費のうち, 被保険者の自己負担分を除いた費用(保険者負担分)を給付(現物給付) ・療養費 : 医療機関で一旦全額支払った医療費のうち, 後日申請により被保険者の自己負担を除いた分を支給(償還払) ・出産育児一時金: 被保険者出産時に, 1人当たり42万円を支給 ・葬祭費 : 被保険者死亡時に, 1人当たり5万円を支給 <p>【対前年比 増の主な理由】 1人当たり医療費の増に伴う療養給付費等の増 令和3年度 1人当たり医療費: 380,360円 (+26,293円)</p>
国民健康保険事業費納付金	13,821,922,000	13,821,919,739	100.00	14,682,032,273	94.14	<p>県が県全体の保険給付費に対する保険税必要収納額を算出し, 県内各市町の所得や人口規模, 医療費等を基に, 各市町の納付金額を決定し, 市町は決定された金額を県へ納付</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付費分 : 県が負担する医療給付費に充てるための県への納付金 ・後期高齢者支援金等分 : 県が負担する後期高齢者支援金等に充てるための県への納付金 ・介護納付金分 : 県が負担する介護納付金に充てるための県への納付金 <p>【対前年比 減の主な理由】 県が算出した県全体の納付金の減に伴う本市納付額の減</p>
保健事業費	302,018,000	252,141,674	83.49	234,680,105	107.44	<p>主な保健事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等事業費 <u>196,325,310 円</u> <ul style="list-style-type: none"> 個別健診 受診者数 8,377人 集団健診 " 12,974人 計 21,351人 ・健康指導費 <u>11,691,217 円</u> <ul style="list-style-type: none"> 医療費通知送付 (年2回) 116,336件 後発医薬品差額通知送付 (年3回) 11,321件 ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <u>24,470,000 円</u> <ul style="list-style-type: none"> 人間ドック補助 2,343件 脳ドック補助 104件 計 2,447件 <p>【対前年比 増の主な理由】 特定健康診査受診者数の増に伴う健診委託料の増 令和3年度 特定健康診査受診者数: 21,351人(+760人)</p>
その他諸支出金	283,342,000	253,966,921	89.63	232,587,184	109.19	過誤納返還金, 前年度の保険給付費等交付金の精算に伴う返還金 等 【対前年比 増の主な理由】 保険給付費等交付金の精算に伴う返還金の増
計	49,085,044,000	48,439,175,822	98.68	47,625,382,559	101.71	

【歳入】

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合(%)	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合(%)	摘要 ※()内の数値は対前年増減					
国民健康保険税	9,577,162,000	9,769,911,450	102.01	10,009,548,176	97.61	区分	調定額(円)	収入済額(円)	※収納率(%)	前年度収納率(%)	対前年増減(ポイント)
						現年度分	10,103,452,500	9,066,626,650	89.66	88.78	0.88
						過年度分	3,486,283,989	703,284,800	20.16	22.98	△2.82
						合計	13,589,736,489	9,769,911,450	71.83	72.00	△0.17
						※ 収納率は、収入済額から還付未済額を除いた額を調定額で除して算出 【対前年比 減の主な理由】 被保険者数の減に伴う保険税収の減 令和3年度 年間平均被保険者数：103,580人(△2,272人)					
国庫支出金	10,234,000	10,299,000	100.64	122,181,000	8.43	災害等に対する補助金, システム改修に対する補助金 等 【対前年比 減の主な理由】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税減免に対する補助金の減					
保険給付費等交付金	34,667,893,000	34,173,487,935	98.57	32,635,446,382	104.71	療養給付費等の支給に要する費用及び保険者努力支援制度に基づく県からの交付金 【内訳】 ・普通交付分：療養給付費等に必要の費用を県から交付 ・特別交付分：保険者努力支援制度分(国・県), 特定健診負担金(国・県) など 【対前年比 増の主な理由】 療養給付費等の増に伴う普通交付分の増					
一般会計繰入金	4,541,488,000	4,259,902,061	93.80	4,641,098,027	91.79						
基盤安定繰入金	2,610,867,000	2,610,867,061	100.00	2,571,771,027	101.52	低所得世帯に係る保険税軽減分(県3/4, 市1/4) + 保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4) 【対前年比 増の主な理由】 保険税軽減被保険者数の増に伴う保険税軽減分の増 令和3年度 保険税軽減被保険者数：56,875人(+215人)					
その他一般会計繰入金	1,930,621,000	1,649,035,000	85.41	2,069,327,000	79.69	法定の繰入及び法定外の繰入 【対前年比 減の主な理由】 国民健康保険事業費納付金の減に伴う繰入金の減					
						その他一般会計繰入金内訳			予算現額(円)	決算見込額(円)	前年度決算額(円)
						法定の繰入	職員給与費, 事務費 等	836,366,000	816,179,000	795,372,000	
						法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分 等	542,501,000	529,054,000	514,548,000	
							財政安定化支援事業分	551,754,000	303,802,000	759,407,000	
合計			1,930,621,000	1,649,035,000	2,069,327,000						
その他諸収入	288,267,000	320,858,406	111.31	291,774,333	109.97	国民健康保険税に係る延滞金, 前年度決算繰越金 等 【対前年比 増の主な理由】 前年度決算繰越金の増					
計	49,085,044,000	48,534,458,852	98.88	47,700,047,918	101.75						

	決算見込額	前年度決算額	
歳入額…①	48,534,458,852 円	47,700,047,918 円	
歳出額…②	48,439,175,822 円	47,625,382,559 円	
差引額(①-②)…③	95,283,030 円	74,665,359 円	
基金へ決算積立…④	0 円	0 円	(参考) 基金現在高 95,559,610 円
次年度へ繰越…⑤	95,283,030 円	74,665,359 円	(3年度末現在)

報告第2号

令和4年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について

【歳出】

(単位：円)

区分	令和4年度 当初予算	前年度 当初予算	増減	摘要 ※ () 内の数値は対前年増減
総務費	637,192,000	649,725,000	△ 12,533,000	<p>〔主な増減理由〕 制度改正に伴うシステム改修委託料の減</p> <p>【主な医療費の適正化策（一般事務費）】 *1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の推進 電子データを活用した効果的・効率的な点検の実施 ・各種健康づくり情報等の提供 国保だよりの発行（特定健康診査，人間ドック・脳ドック補助，歯周病予防等） <p>【主な保険税の収納率向上策（賦課徴収費）】 *2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の加入促進 新規加入者への口座振替加入勧奨の強化 ・電話・文書催告の強化 各種催告や納付案内センターと連携した現年度滞納者への効果的な催告の実施 ・臨戸訪問の実施 滞納者実地調査業務委託の実施 【新規】 ・滞納処分の強化 財産調査の徹底，滞納処分の早期化及び強化
<p>*1 医療費適正化策目標値 …対平成29年度比1人当たり医療費増加率13.97%以内 *2 保険税収納率向上策目標値…現年度収納率91.30%</p>				
保険給付費	33,557,719,000	33,631,814,000	△ 74,095,000	<p>〔主な増減理由〕 被保険者数の減に伴う療養給付費等の減 令和4年度見込被保険者数 98,000人(△3,700人)</p>
国民健康保険事業費納付金	13,204,866,000	13,821,922,000	△ 617,056,000	<p>〔主な増減理由〕 県が算出した県全体の納付金の減に伴う本市納付額の減</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 8,958,767,000円(△588,806,000円) ・後期分 3,116,248,000円(△71,083,000円) ・介護分 1,129,851,000円(+42,833,000円) <p>(参考) 4年度 県内市町納付額全体（一般分） 合計 51,746,736,427円(△2,914,070,013円)</p>
保健事業費	292,983,000	302,908,000	△ 9,925,000	<p>〔主な増減理由〕 被保険者数の減に伴う特定健康診査・特定保健指導委託料の減</p> <p>【主な医療費の適正化策（保健事業費）】 *1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の発症予防 AIを活用した効果的な特定健康診査未受診者勧奨の実施，健診予約専門オペレーターによる特定保健指導の電話利用勧奨の実施 ・生活習慣病の重症化予防 糖尿病重症化予防のための文書・電話・訪問・健診結果相談会などを活用した保健指導の実施 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ジェネリック医薬品差額通知の送付，ジェネリック医薬品希望シールの配布などによる周知啓発 <p>【主な健康づくり関連事業（一般会計予算）】 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化予防 糖尿病普及啓発事業，糖尿病合併症予防講習会の実施 ・地域における健康づくりの推進 健康ポイント事業，健康づくり実践活動支援事業，運動推進事業等の実施 ・事業所における健康づくりとの連携 働く人の健康づくり講演会，健康講座等の実施
その他諸支出金	81,240,000	84,240,000	△ 3,000,000	
計	47,774,000,000	48,490,609,000	△ 716,609,000	

区分	令和4年度 当初予算	前年度 当初予算	増減	摘 要 ※ () 内の数値は対前年増減																																						
国民健康保険税	9,449,964,000	8,916,976,000	532,988,000	<p>〔主な増減理由〕新型コロナウイルス感染症の影響の縮小による保険税収の増</p> <p>【令和4年度 国民健康保険税（現年度分）の見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見込課税額（世帯の総所得金額①，見込被保険者数②，見込世帯数③等を基に算出）×見込収納率④ ①4年度の所得水準 3年度当初課税時の水準 ②被保険者数 98,000人（△3,700人） ③世帯数 65,400世帯（△1,600世帯） ④現年度分収納率 91.30%（+2.90ポイント） <p>【主な保険税の収納率向上策】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の加入促進 新規加入者への口座振替加入勧奨の強化 ・電話・文書催告の強化 各種催告や納付案内センターと連携した現年度滞納者への効果的な催告の実施 ・臨戸訪問の実施 滞納者実地調査業務委託の実施 【新規】 ・滞納処分の強化 財産調査の徹底，滞納処分の早期化及び強化 <p>【令和4年度 国民健康保険税率等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">所得割</th> <th rowspan="2">均等割</th> <th rowspan="2">平等割</th> <th colspan="3">課税限度額</th> </tr> <tr> <th>4年度</th> <th>前年度</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療給付費分</td> <td>6.36%</td> <td>25,900円</td> <td>19,000円</td> <td>630,000円</td> <td>630,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>2.55%</td> <td>9,800円</td> <td>7,200円</td> <td>190,000円</td> <td>190,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>2.07%</td> <td>10,500円</td> <td>6,400円</td> <td>170,000円</td> <td>170,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td>990,000円</td> <td>990,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額			4年度	前年度	差額	医療給付費分	6.36%	25,900円	19,000円	630,000円	630,000円	0円	後期高齢者支援金分	2.55%	9,800円	7,200円	190,000円	190,000円	0円	介護納付金分	2.07%	10,500円	6,400円	170,000円	170,000円	0円	合 計				990,000円	990,000円	0円
区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額																																						
				4年度	前年度	差額																																				
医療給付費分	6.36%	25,900円	19,000円	630,000円	630,000円	0円																																				
後期高齢者支援金分	2.55%	9,800円	7,200円	190,000円	190,000円	0円																																				
介護納付金分	2.07%	10,500円	6,400円	170,000円	170,000円	0円																																				
合 計				990,000円	990,000円	0円																																				
保険給付費等交付金	34,143,460,000	34,185,230,000	△41,770,000	<p>〔主な増減理由〕保険給付費の減に伴う普通交付分の減</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通交付分 33,376,645,000円（△61,189,000円） ・特別交付分 766,815,000円（+19,419,000円） 																																						
一般会計繰入金	4,098,295,000	5,290,406,000	△1,192,111,000																																							
基盤安定繰入金	2,422,936,000	2,731,744,000	△308,808,000	<p>〔主な増減理由〕保険税軽減被保険者数の減に伴う保険税軽減額の減</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税軽減分 1,565,270,000円（△231,703,000円） ・保険者支援分 857,666,000円（△77,105,000円） 																																						
未就学児均等割保険税繰入金	23,517,000	-	皆増	未就学児の均等割保険税に係る軽減措置（国1/2，県1/4，市1/4）【新規】 未就学児対象者数：1,997人（令和4年4月1日現在）																																						
その他一般会計繰入金	1,651,842,000	2,558,662,000	△906,820,000	<p>〔主な増減理由〕歳入における国民健康保険税の増及び歳出における国民健康保険事業費納付金の減</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他一般会計繰入金内訳</th> <th>令和4年度 当初予算(円)</th> <th>前年度 当初予算(円)</th> <th>増減(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費，事務費等</td> <td>846,354,000</td> <td>890,281,000</td> <td>△43,927,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法定外の繰入</td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>514,230,000</td> <td>542,501,000</td> <td>△28,271,000</td> </tr> <tr> <td>財政安定化支援事業分</td> <td>291,258,000</td> <td>1,125,880,000</td> <td>△834,622,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,651,842,000</td> <td>2,558,662,000</td> <td>△906,820,000</td> </tr> </tbody> </table>	その他一般会計繰入金内訳		令和4年度 当初予算(円)	前年度 当初予算(円)	増減(円)	法定の繰入	職員給与費，事務費等	846,354,000	890,281,000	△43,927,000	法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	514,230,000	542,501,000	△28,271,000	財政安定化支援事業分	291,258,000	1,125,880,000	△834,622,000	合 計		1,651,842,000	2,558,662,000	△906,820,000														
その他一般会計繰入金内訳		令和4年度 当初予算(円)	前年度 当初予算(円)	増減(円)																																						
法定の繰入	職員給与費，事務費等	846,354,000	890,281,000	△43,927,000																																						
法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	514,230,000	542,501,000	△28,271,000																																						
	財政安定化支援事業分	291,258,000	1,125,880,000	△834,622,000																																						
合 計		1,651,842,000	2,558,662,000	△906,820,000																																						
その他諸収入	82,281,000	97,997,000	△15,716,000																																							
計	47,774,000,000	48,490,609,000	△716,609,000																																							

◎：重点施策・取組 下線：令和3年度からの変更点・新規取組等 【新規】：新規事業、【拡充】：拡充事業、【変更】：変更・見直し事業

1 保険税収納率の向上

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組															
<p>(1)口座振替の加入促進◎</p> <p>収納率の向上を図るため、金融機関等の窓口での自主納付に比べて収納率の高い口座振替による納付を促進する。</p>	<p>◆口座振替加入状況（※各年度2月末時点）</p> <p style="text-align: center;">【目標】口座振替加入率 36.0%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">被保世帯</th> <th style="width: 15%;">口座振替世帯</th> <th style="width: 15%;">新規加入世帯</th> <th style="width: 15%;">口座振替加入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">55,887世帯</td> <td style="text-align: center;">19,453世帯</td> <td style="text-align: center;">1,632世帯</td> <td style="text-align: center;">34.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">56,921世帯</td> <td style="text-align: center;">19,539世帯</td> <td style="text-align: center;">1,674世帯</td> <td style="text-align: center;">34.3%</td> </tr> </tbody> </table>		被保世帯	口座振替世帯	新規加入世帯	口座振替加入率	3年度	55,887世帯	19,453世帯	1,632世帯	34.8%	2年度	56,921世帯	19,539世帯	1,674世帯	34.3%	<p>・口座振替加入率の高い高齢者の後期高齢者医療制度への移行や、納付方法が多様化する中、各種取組により口座振替加入勧奨を実施した結果、口座振替加入率が増加した。</p> <p>⇒引き続き、納期内納付の推進のため、各種口座振替の加入促進策に取り組んでいく。</p>	<p>【目標】口座振替加入率 36.0%</p>
		被保世帯	口座振替世帯	新規加入世帯	口座振替加入率													
	3年度	55,887世帯	19,453世帯	1,632世帯	34.8%													
2年度	56,921世帯	19,539世帯	1,674世帯	34.3%														
<p>①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁窓口等での国保加入手続きや納税相談時に各種勧奨を実施（口座振替申込書の配付、ペイジー口座振替受付サービス〔キャッシュカードによる簡易な受付〕の活用等） 広報紙やホームページ（動画案内等）、オリオンスクエア大型スクリーン、本庁舎等における動画広告、公用車へのマグネットシートの掲出による口座振替の周知啓発 とちぎテレビデータ放送や本庁舎内の庁内放送を活用した口座振替の勧奨 関係課や金融機関等と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施 	<p>・各種取組により口座振替加入勧奨を実施することで、口座振替の周知が図られた。</p> <p>⇒引き続き、窓口勧奨や周知啓発等、各種取組を推進していく。</p>	<p>①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁窓口等での国保加入手続きや納税相談時における各種勧奨の強化 広報紙やホームページ（動画案内等）、オリオンスクエア大型スクリーン、本庁舎等における動画広告、公用車へのマグネットシートの掲出による口座振替の周知啓発 とちぎテレビデータ放送や本庁舎内の庁内放送を活用した口座振替の勧奨 関係課や金融機関等と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施 																
<p>②口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初納税通知書への申込書の同封 納付案内センター文書催告時における申込書・口座振替勧奨チラシの同封 <p>◆当初納税通知書への申込書同封件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">送付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">41,795通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">41,774通</td> </tr> </tbody> </table>		送付数	3年度	41,795通	2年度	41,774通	<p>・当初納税通知書や納付案内センターによる催告書への口座振替申込書の同封などにより、口座振替未加入者に対して効果的に勧奨することができた。</p> <p>⇒引き続き、通知等の送付などを活用し、口座振替未加入者に対する勧奨を実施していく。</p>	<p>②口座振替申込書等の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初納税通知書への申込書の同封 納付案内センター文書催告時における申込書・口座振替勧奨チラシの同封 										
	送付数																	
3年度	41,795通																	
2年度	41,774通																	

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組												
<p>(2)納税環境の整備◎</p> <p>多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、コンビニ納付やICTを活用した納付方法の多様化を図る。</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間納付が可能なペイジー納付及びコンビニ納付の利用促進 ・クレジットカード決済による納付の利用促進 ・スマートフォンアプリ決済による納付の導入 ・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載，チラシ配布等） <p>◆納期内納付率（※各年度2月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 537 1347 737"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収入額（※）</th> <th>納期内納付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>9,412,380,400円</td> <td>6,909,944,670円</td> <td>73.4%</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>9,688,069,900円</td> <td>6,743,965,746円</td> <td>69.6%</td> </tr> </tbody> </table>		調定額	収入額（※）	納期内納付率	3年度	9,412,380,400円	6,909,944,670円	73.4%	2年度	9,688,069,900円	6,743,965,746円	69.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する納税者のライフスタイルに対応するため、ペイジー納付及びコンビニ納付の利用促進に向け、周知広報を進めることができた。 ・納税者のニーズに応えるため、スマートフォンアプリ決済による納付を新たに導入した。 <p>⇒引き続き、ペイジー納付及びコンビニ納付，キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォンアプリ）による納付の利用促進を図るため、周知広報を進めていく。</p>	<p>○電子納付などによる納税環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー納付及びコンビニ納付の利用促進 ・キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォンアプリ）による納付の利用促進 ・利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に広報紙やホームページ掲載，チラシ配布等）
	調定額	収入額（※）	納期内納付率												
3年度	9,412,380,400円	6,909,944,670円	73.4%												
2年度	9,688,069,900円	6,743,965,746円	69.6%												
<p>(3)電話・文書催告の強化</p> <p>夜間・休日を含めた電話催告や、不在者への文書催告による滞納初期段階の納税指導を実施する。</p> <p>納税指導段階に合わせた催告を実施する。</p>	<p>○電話催告（納付案内センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度滞納者に対する催告を実施し、不在だった場合には1週間後に再架電（催告）を実施 ・夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告（12時～20時 月～木） ⇒休日電話催告（9時～17時，日曜に加え月3回土曜日に実施） <p>◆電話催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 1152 958 1329"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>7,567件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>7,184件</td> </tr> </tbody> </table>		架電件数	3年度	7,567件	2年度	7,184件	<ul style="list-style-type: none"> ・初期段階の現年度滞納者に加え、分割納付の不履行者を催告の対象にして実施した。 <p>⇒引き続き、現年度滞納者や分割納付の不履行者に対し、きめ細かに電話催告を実施していく。</p>	<p>○電話催告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度滞納者に対する催告を実施し、不在だった場合には1週間後に再架電（催告）を実施 ・夜間帯や休日の催告実施 						
	架電件数														
3年度	7,567件														
2年度	7,184件														
<p>*納付案内センター</p> <p>初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を、市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし、平成21年度に設置。「納税催告センター」から改称（R2）。</p>	<p>○文書催告（納付案内センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話催告の不在者，電話番号不明者などに対する文書催告の実施 <p>◆文書催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 1528 1006 1705"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>7,667件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>3,491件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆納付約束件数</p> <table border="1" data-bbox="557 1745 1006 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数（電話・文書）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>2,250件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>1,899件</td> </tr> </tbody> </table>		件数	3年度	7,667件	2年度	3,491件		件数（電話・文書）	3年度	2,250件	2年度	1,899件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に配慮し，文書催告を見合わせた期間があったことから，令和3年度の件数が大幅に増加した。 ・電話が繋がらない滞納者に対し，早期に文書による催告を行うことで，滞納の防止に努めた。 <p>⇒引き続き，電話催告不在者や電話番号不明者などに対し文書催告を実施していく。</p>	<p>○文書催告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話催告の不在者，電話番号不明者などに対する文書催告の実施
	件数														
3年度	7,667件														
2年度	3,491件														
	件数（電話・文書）														
3年度	2,250件														
2年度	1,899件														

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組																		
	<p>○カラー催告（*）・一斉催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者へのカラー催告や分割納付不履行通知の実施 ・休日納税相談日に合わせた一斉催告における短冊形呼出状（*）の同封 ・滞納者に意識してもらえるような工夫を凝らした催告書の送付 <p>◆カラー催告件数（※各年度3月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="557 499 923 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>10,180件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>4,947件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆一斉催告件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 730 1323 926"> <thead> <tr> <th></th> <th>現年度催告</th> <th>過年度催告</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>8,558件</td> <td>13,131件</td> <td>21,689件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>7,271件</td> <td>11,439件</td> <td>18,710件</td> </tr> </tbody> </table>		発送件数	3年度	10,180件	2年度	4,947件		現年度催告	過年度催告	計	3年度	8,558件	13,131件	21,689件	2年度	7,271件	11,439件	18,710件	<p>・滞納の早期解消を図るため、現年度のみ滞納者に対しても積極的にカラー催告を実施した結果、件数が大幅に増加した。</p> <p>⇒引き続き、滞納の早期解消を図るため、積極的に催告を実施していく。</p> <div data-bbox="1383 562 2778 779" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* カラー催告 滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書〔催告書（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）〕</p> <p>* 短冊形呼出状 滞納者に意識してもらえるような催告内容を色紙（封筒より一回り小さいサイズ）に印刷したもの</p> </div>	<p>○カラー催告・一斉催告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者へのカラー催告や分割納付不履行通知の実施 ・休日納税相談日に合わせた一斉催告における短冊形呼出状の同封 ・滞納者に意識してもらえるような工夫を凝らした催告書の送付
	発送件数																				
3年度	10,180件																				
2年度	4,947件																				
	現年度催告	過年度催告	計																		
3年度	8,558件	13,131件	21,689件																		
2年度	7,271件	11,439件	18,710件																		
<p>(4)臨戸訪問の実施</p> <p>電話催告や文書催告などで接触の図れない滞納者に対し職員が訪問し、徴収や納税指導、生活実態調査、財産調査を実施する。</p>	<p>○臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむを得ず臨戸訪問を見合わせ、電話相談中心の対応を実施 <p>◆訪問件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 1178 1118 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問件数</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>46件</td> <td>21,800円</td> </tr> </tbody> </table>		訪問件数	徴収金額	3年度	—	—	2年度	46件	21,800円	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保健福祉部内の他課の協力による休日臨戸訪問などを見合わせたことから実績はなかったが、高額滞納者や対応困難な滞納者に対する生活実態調査（財産調査）を実施した。</p> <p>⇒新型コロナウイルス感染症に配慮し、滞納者との接触の必要性を見極めながら、必要に応じて職員による臨戸訪問を実施していく。</p> <p>また、民間活力を活用して滞納者の生活状況や財産状況を把握する。</p>	<p>○臨戸訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施 ・金融機関への預金調査などに併せた効率的な臨戸訪問の実施 ・滞納者実地調査業務委託の実施【新規】 									
	訪問件数	徴収金額																			
3年度	—	—																			
2年度	46件	21,800円																			
<p>(5)休日納税相談</p> <p>平日に納税相談に来られない納税者に対し休日日本庁の窓口を開設し納税相談の機会を増やす。</p>	<p>○休日納税相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告書や督促状などに呼出状を同封し休日納税相談の開催を周知 ・休日納税相談の実施（年5回） ・年度末、年度始に転入出者向けの休日納税相談を実施 <p>◆窓口相談件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="557 1730 1282 1925"> <thead> <tr> <th></th> <th>窓口</th> <th>電話</th> <th>計</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>87件</td> <td>91件</td> <td>178件</td> <td>752,700円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>58件</td> <td>223件</td> <td>281件</td> <td>191,200円</td> </tr> </tbody> </table>		窓口	電話	計	徴収金額	3年度	87件	91件	178件	752,700円	2年度	58件	223件	281件	191,200円	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度から電話相談中心の対応に切替えて実施しているが、相談件数は減少した。</p> <p>⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら、休日納税相談を実施していく。</p>	<p>○休日納税相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告書や督促状などに呼出状を同封し休日納税相談の開催を周知 ・休日納税相談の実施（年5回） ・年度末、年度始に転入出者向けの休日納税相談を実施 			
	窓口	電話	計	徴収金額																	
3年度	87件	91件	178件	752,700円																	
2年度	58件	223件	281件	191,200円																	

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組															
<p>(6)資格証明書・短期被保険者証(*)の交付</p> <p>滞納者との接触の機会を確保し、納税相談による滞納者の事情把握を実施することにより、状況に応じた交付を行う。</p>	<p>○資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格証明書，短期被保険者証の適切な交付 <p>◆交付件数（※8月1日現在（保険証更新時））</p> <table border="1" data-bbox="552 310 1196 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>1,307件</td> <td>2,239件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>1,862件</td> <td>2,221件</td> </tr> </tbody> </table>		資格証明書	短期被保険者証	3年度	1,307件	2,239件	2年度	1,862件	2,221件	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書，短期被保険者証の交付・更新の際は，事前の納税相談や滞納者の弁明の機会を確保し，適切な交付，更新を実施した。 <p>⇒引き続き，滞納者との電話相談を含めた接触の機会を確保するとともに，納税相談による事情把握を実施しながら，適切な交付を実施していく。</p>	<p>○資格証明書，短期被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格証明書，短期被保険者証の適切な交付 						
	資格証明書	短期被保険者証																
3年度	1,307件	2,239件																
2年度	1,862件	2,221件																
<p>* 資格証明書 特別な事情等なく，1年以上保険税を滞納した場合に交付するもの（医療機関窓口で10割を負担）</p> <p>* 短期被保険者証 1年以上滞納がある者のうち，定期的な納付がある場合，有効期限の短い被保険者証を交付するもの</p>																		
<p>(7)滞納処分の強化◎</p> <p>督促・催告を受けても反応のない者に対し，預貯金等の財産調査を実施するなど生活状況を考慮した上で差押を実施する。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付資力があるにもかかわらず，納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手 <p>◆差押件数・収納額（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="552 961 1127 1203"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>403件 (403件)</td> <td>42,916千円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>213件 (212件)</td> <td>39,998千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債権：預貯金，生命保険，給与等</p>		件数 (うち債権)	収納額	3年度	403件 (403件)	42,916千円	2年度	213件 (212件)	39,998千円	<ul style="list-style-type: none"> 生活状況や納付資力を的確に見極めた上で，換価性の高い債権等の財産調査を徹底し滞納処分を執行したことにより，差押件数，収納額ともに昨年度を上回った。 <p>⇒引き続き，財産調査を徹底するとともに，長期・高額滞納者への換価性の高い債権を中心とした効果的な差押の執行や現年度のみ滞納者に対する差押の早期化に取り組む。</p>	<p>○差押の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付資力があるにもかかわらず，納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 現年度のみ滞納者に対する差押の早期着手 						
	件数 (うち債権)	収納額																
3年度	403件 (403件)	42,916千円																
2年度	213件 (212件)	39,998千円																
<p>(8)特別収納対策室（納税課）との連携</p> <p>市税等と一体的に効果的な滞納処分を行うため特別収納対策室(*)との連携を図る。</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税滞納と重複している長期・高額滞納者の移管 遠隔地に居住し連絡の取れない滞納者についての居住の有無や生活状況等の実地調査の依頼 <p>◆特別収納対策室への移管状況（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="552 1486 1338 1728"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管件数</th> <th>昨年までに差押済</th> <th>差押件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>189件</td> <td>80件</td> <td>24件 (22件)</td> <td>25,590千円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>215件</td> <td>88件</td> <td>29件 (28件)</td> <td>27,310千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移管基準：1年以上納付・相談がなく，50万円以上滞納</p>		移管件数	昨年までに差押済	差押件数 (うち債権)	収納額	3年度	189件	80件	24件 (22件)	25,590千円	2年度	215件	88件	29件 (28件)	27,310千円	<ul style="list-style-type: none"> 特別収納対策室と連携して，財産調査や差押，検索を行ったことにより，長期・高額滞納者の減少に努めた。 特別収納対策室を通じて，遠隔地に居住し連絡の取れない滞納者の実地調査を行ったことにより，滞納整理を効果的，効率的に進めることができた。 <p>⇒引き続き，特別収納対策室と連携し，滞納整理を推進していく。</p>	<p>○特別収納対策室と連携した滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税滞納と重複している長期・高額滞納者の移管 遠隔地に居住し連絡の取れない滞納者についての居住の有無や生活状況等の実地調査の依頼
	移管件数	昨年までに差押済	差押件数 (うち債権)	収納額														
3年度	189件	80件	24件 (22件)	25,590千円														
2年度	215件	88件	29件 (28件)	27,310千円														
<p>* 特別収納対策室 長期・高額滞納者に対する滞納整理を，市税等と一体的に行うことを目的とし，平成22年度に設置</p>																		

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組												
<p>(9)二重資格の解消</p> <p>社会保険に加入しているながら、国保の脱退手続きが未了のため、国保との二重加入となっている者については、随時手続き勸奨を行い、資格適正化を推進し適正課税を行う。</p>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会保険オンラインシステム（*）」の情報を活用し、社会保険加入の可能性がある者に対して、国保脱退届出の勸奨通知を送付 <p>◆勸奨通知件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="552 394 1225 569"> <thead> <tr> <th></th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>132件</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>116件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 国保脱退届出勸奨通知の送付者について、届出のあった者の国保資格喪失を実施するとともに、届出がない場合も「社会保険オンラインシステム」の情報に基づき、職権による国保資格喪失を実施 <p>◆届出及び職権による国保資格喪失処理件数（※各年度3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="552 848 1225 1022"> <thead> <tr> <th></th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>80件（うち職権によるもの32件）</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>88件（うち職権によるもの57件）</td> </tr> </tbody> </table>		件 数	3年度	132件	2年度	116件		件 数	3年度	80件（うち職権によるもの32件）	2年度	88件（うち職権によるもの57件）	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページなどの周知による資格の適正化が推進されていることに加え、「社会保険オンラインシステム」を活用し、対象者へ適切な勸奨を行うことで、二重資格の解消が図られている。 <p>⇒引き続き、「社会保険オンラインシステム」を活用した社会保険加入の履歴確認を実施し、二重資格解消のための届出勸奨と職権処理を実施していく。</p> <div data-bbox="1389 520 2169 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 社会保険オンラインシステム 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステムの名称。</p> </div>	<p>○二重資格の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保脱退届出の勸奨通知を送付 届出及び職権による国保資格喪失処理の実施
	件 数														
3年度	132件														
2年度	116件														
	件 数														
3年度	80件（うち職権によるもの32件）														
2年度	88件（うち職権によるもの57件）														

指 標 **実 績**

《計画の目標値》
○現年度収納率

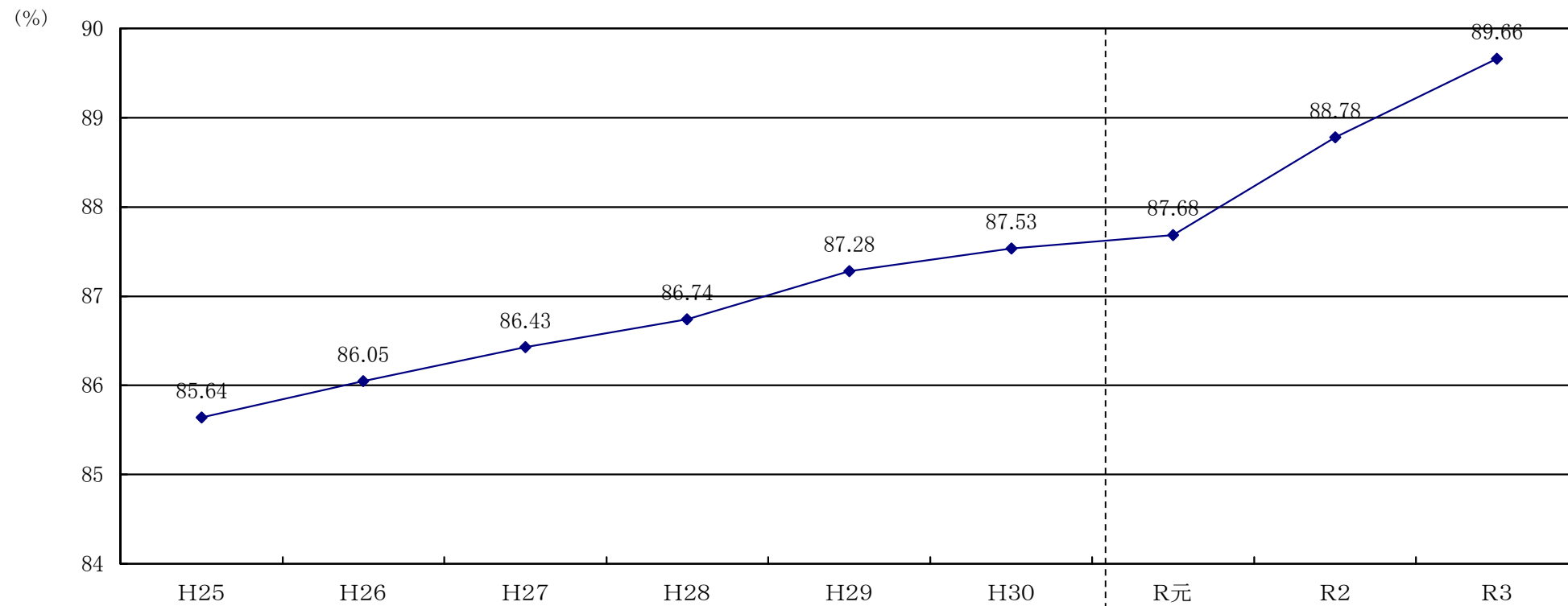
	目標	実績
令和 3年度	89.30%	⇒ 89.66%
令和 2年度	88.03%	⇒ 88.78%
令和 元年度	89.50%	⇒ 87.68%

アクションプラン（年度毎）における目標値
 令和4年度 91.30%
 ※国保経営改革プランでの目標値
 令和6（2024）年度 92.00%

【参 考】現年度収納率の推移

（単位：％）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
現年度 収納率	85.64	86.05	86.43	86.74	87.28	87.53	87.68	88.78	89.66
前年度比	+0.73	+0.41	+0.38	+0.31	+0.54	+0.25	+0.15	+1.10	+0.88



第1次経営改革プラン（平成26年度，平成29年度の延伸を含む）

第2次経営改革プラン

- ・ 収納率については、目標を達成するため、各種収納対策や差押の強化に取り組み、年々向上している。
- ・ 令和3年度の収納率の上昇については、会計年度任用職員を増員し、カラー催告の件数を大幅に増加するなど、収納率向上に向けた取組の成果によるものと考えられる。

2 医療費の適正化

施策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組															
<p>(10)ジェネリック医薬品の普及促進</p> <p>ジェネリック医薬品の情報提供等に取り組むとともに宇都宮市薬剤師会と連携した取組を検討し、更なる普及を促進する。</p>	<p>【ジェネリック医薬品の普及促進】 ◆使用率（数量シェア）（※各年度9月調剤分） 【目標】使用率（数量シェア）：80%</p> <table border="1" data-bbox="560 352 937 506"> <tr><th></th><th>使用率</th></tr> <tr><td>3年度</td><td>78.5%</td></tr> <tr><td>2年度</td><td>77.7%</td></tr> </table> <p>①ジェネリック医薬品差額通知の送付及び削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知の作成基準及び発送時期 ア) 差額(月) 100円以上 イ) 投薬期間 7日以上 ウ) 発送時期 4か月毎(年3回：5,9,1月) <p>◆差額通知送付件数・削減効果（※各年度3月末現在） 【目標】削減効果額：25,000千円</p> <table border="1" data-bbox="560 814 1294 989"> <tr><th></th><th>送付件数 (5,9,1月送付分)</th><th>削減効果額 (5,9月送付分)</th></tr> <tr><td>3年度</td><td>11,321件(7,469件)</td><td>9,331千円</td></tr> <tr><td>2年度</td><td>13,681件(9,659件)</td><td>28,218千円</td></tr> </table> <p>()内は5,9月送付分</p> <p>②周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 「希望シール」の配付（加入時、被保険者証更新時） 国保だより、ホームページ、オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ホームページなどにおいてジェネリック医薬品を周知（宇都宮市薬剤師会と連携） うつのみや健康ポイントアプリによる周知 		使用率	3年度	78.5%	2年度	77.7%		送付件数 (5,9,1月送付分)	削減効果額 (5,9月送付分)	3年度	11,321件(7,469件)	9,331千円	2年度	13,681件(9,659件)	28,218千円	<p>・ジェネリック医薬品の供給不足の影響もあり、使用率（数量シェア）について、目標値である80%を超えることはできなかったが、前年同月と比べると使用率は伸びており、ジェネリック医薬品の普及促進は着実に図られている。 ⇒引き続き、ジェネリック医薬品の使用率80%を目指して、普及促進の取組を推進していく。</p> <p>・ジェネリック医薬品の供給不足等の影響があり、削減効果額の目標を達成することはできなかった。 ⇒使用率が高値になる中、更なる削減効果が得られるよう、通知の作成基準の見直しを検討し、より多くの対象者に対し、差額通知の送付を実施していく。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントにおける周知啓発はできなかったが、「希望シール」の配付や国保だよりの送付等の各種周知広報を行ったことにより、ジェネリック医薬品の使用率は年々伸びている。 ⇒引き続き、普及啓発を図るため、各種周知広報を実施していく。</p>	<p>【ジェネリック医薬品の普及促進】 ◆使用率（数量シェア）（※9月調剤分） 【目標】使用率（数量シェア）：80%</p> <p>①ジェネリック医薬品差額通知の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知の送付 ア) 差額(月) 100円以下に検討 イ) 投薬期間 7日以上 ウ) 発送時期 4か月毎(年3回：5,9,1月) <p>◆差額通知削減効果 【目標】削減効果額：25,000千円</p> <p>②周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 「希望シール」の配付 国保だより、ホームページ、オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ホームページなどにおいてジェネリック医薬品を周知（宇都宮市薬剤師会と連携） うつのみや健康ポイントアプリによる周知
	使用率																	
3年度	78.5%																	
2年度	77.7%																	
	送付件数 (5,9,1月送付分)	削減効果額 (5,9月送付分)																
3年度	11,321件(7,469件)	9,331千円																
2年度	13,681件(9,659件)	28,218千円																
<p>(11)適正受診の推進</p> <p>医療費に関する認識を高めるため、医療費通知を送付することや、レセプトデータを効果的に活用し、多受診・重複受診者への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を図る。</p>	<p>【多受診・重複受診者（*）への保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多受診・重複受診者に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施 適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封 <p>*多受診 一月に同一疾病で同一診療科目の通院日数が合計15日以上となる通院を3か月以上継続</p> <p>*重複受診 同一疾病で同一診療科目の複数の医療機関への通院を3か月以上継続</p> <p>◆指導実績（※各年度3月末現在） 【目標】指導回数：200回</p> <table border="1" data-bbox="560 1860 1285 2013"> <tr><th></th><th>対象者</th><th>指導回数</th><th>改善確認者</th></tr> <tr><td>3年度</td><td>265名</td><td>173回</td><td>47名</td></tr> <tr><td>2年度</td><td>253名</td><td>197回</td><td>66名</td></tr> </table>		対象者	指導回数	改善確認者	3年度	265名	173回	47名	2年度	253名	197回	66名	<p>・多受診・重複受診者への保健指導については、文書、電話、訪問による保健指導を継続して実施したほか、医療費通知等に適正受診に関するリーフレットを同封するなど、周知啓発にも努めた。 ⇒引き続き、適正受診に向けた保健指導等や、多剤服薬者への対応について、宇都宮市薬剤師会との連携の充実を図り、事業を実施していく。</p>	<p>【多受診・重複受診者への保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多受診・重複受診者に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施 適正受診のためのリーフレットを医療費通知に同封 市薬剤師会との情報交換の実施【拡充】 <p>◆指導実績 【目標】指導回数：200回</p>			
	対象者	指導回数	改善確認者															
3年度	265名	173回	47名															
2年度	253名	197回	66名															

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組												
<p>(12)レセプト点検等の推進</p> <p>効果的・効率的なレセプト点検や療養費の患者調査等を実施し、適正な給付管理を図る。</p>	<p>【レセプト点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検や縦覧点検等による効果的・効率的な点検の実施 点検員のスキルアップのための各種研修への参加 実施体制(点検員)：医療事務資格を有する会計年度任用職員7名 <p>◆レセプト点検による効果（※4月～3月実績）</p> <p>【目標】 財政効果額：150,000千円</p> <table border="1" data-bbox="560 554 1308 726"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数</th> <th>過誤調整件数</th> <th>財政効果額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>1,761千件</td> <td>10,554件</td> <td>176,951千円</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>1,693千件</td> <td>9,894件</td> <td>120,722千円</td> </tr> </tbody> </table>		総点検数	過誤調整件数	財政効果額	3年度	1,761千件	10,554件	176,951千円	2年度	1,693千件	9,894件	120,722千円	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧点検，横覧点検，医科と介護保険利用者や施設入所者の突合点検の実施等により，適正給付が図られている。後期高齢者広域連合とレセプト点検方法の情報交換を実施し，点検方法を見直したことから，過誤調整件数・財政効果額ともに増加し，目標を達成した。 <p>⇒引き続き，研修会等を活用し，効果的・効率的な点検を実施していく。</p>	<p>【レセプト点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検や縦覧点検等による効果的・効率的なレセプト点検の実施 点検員のスキルアップのための各種研修への参加 実施体制(点検員)：医療事務資格を有する会計年度任用職員7名 <p>◆レセプト点検による効果</p> <p>【目標】 財政効果額：150,000千円</p>
	総点検数	過誤調整件数	財政効果額												
3年度	1,761千件	10,554件	176,951千円												
2年度	1,693千件	9,894件	120,722千円												

3 保健事業の推進

施策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組																											
<p>(13)生活習慣病の発症予防◎</p> <p>【特定健康診査】 生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資するため、特定健康診査の周知啓発や、受診しやすい環境整備を行うほか、未受診者への効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。</p>	<p>【特定健康診査】 ◆特定健康診査受診率 【目標】55%</p> <table border="1" data-bbox="543 310 1365 703"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3月末（年度末）現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数 （名）</th> <th>受診者数 （名）</th> <th>受診率 （%）</th> <th>対象者数 （名）</th> <th>受診者数 （名）</th> <th>受診率 （%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>71,192</td> <td>16,442 (17,972)</td> <td>23.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>73,182</td> <td>16,289 (17,313)</td> <td>22.3</td> <td>72,875</td> <td>18,857</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は、年度の途中で、国保の資格を喪失した者を含んでいる。 ※R4.3月末の数値については未集計分がある(R4.11月確定)</p>		3月末（年度末）現在			確定値			対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （%）	対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （%）	3年度	71,192	16,442 (17,972)	23.1	-	-	-	2年度	73,182	16,289 (17,313)	22.3	72,875	18,857	25.9	<p>・様々な媒体による周知啓発やA Iを活用した未受診者勧奨の拡充、受診機会の拡充等各種取組を実施したため、3月末時点で全体の受診率が令和2年度より上昇した。 ⇒引き続き、受診率の向上に向け、様々な媒体による周知啓発やA Iを活用した効果的な未受診者勧奨の実施、受診機会の拡充に継続的に取り組むとともに、未受診者対策の効果を検証し、効果的な手法を検討して実施していく。</p>	<p>【特定健康診査】 ◆特定健康診査受診率 【目標】60% ※第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）で定めた目標値</p>
	3月末（年度末）現在			確定値																										
	対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （%）	対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （%）																								
3年度	71,192	16,442 (17,972)	23.1	-	-	-																								
2年度	73,182	16,289 (17,313)	22.3	72,875	18,857	25.9																								
	<p>①様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うつのみや（年1回・4月） ・国保だより（年1回・7月） ・ポスター掲示（随時・医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・公用車へのマグネット広告掲載（18台） ・J R宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示 ・受診勧奨グッズによる広報 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ・ミヤラジを活用した健診情報の発信 ・健康ポイントアプリを活用した健康情報発信 ・新規国保加入者への健診案内チラシ配布 ・商工会議所等を通じて、退職後も継続した受診を促すため市の健診案内をメルマガ等にて周知 ・国保連と連携し、映画館においてCMを上映 ・国保連と連携したYouTubeによる広報 	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響による過度な受診控え等を解消するため、定期的な健診受診の重要性や健診会場での感染予防対策の実施等について周知を行った。また、国保連と連携したYouTubeによる広報の開始や、健診受診が習慣化している退職者を中心とした国保加入時の健診案内チラシの配布等、様々な媒体による周知啓発を行った。 ⇒引き続き、定期的な健診受診の重要性についての周知とともに、あらゆる機会をとらえて周知啓発を行う。</p>	<p>①様々な媒体による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うつのみや（年1回・4月） ・国保だより（年1回・7月） ・ポスター掲示（随時・医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用（随時） ・公用車へのマグネット広告掲載（18台） ・J R宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示 ・受診勧奨グッズによる広報 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ・ミヤラジを活用した健診情報の発信 ・健康ポイントアプリを活用した健康情報発信 ・新規国保加入者への健診案内チラシ配布 ・商工会議所と連携し、退職後の市の健診案内をメルマガ等にて周知 ・国保連と連携したYouTubeによる広報 																											

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組
	<p>②未受診者対策の強化 【通知（年間3回）】 1回目（8月：42,000件送付） 2回目（11月：18,630件送付） A I を活用した受診勧奨通知の送付（過去の受診歴等から受診行動に繋がりがやすい対象者をA I にて選定し、そのタイプ別に応じた内容で通知） ⇒・不定期受診者，前年度国保加入者 ・過去未受診者のうちA I 分析により受診確率が高い者 3回目（1月：10,021件送付） 追加健診の日程や会場などを記載した通知の送付 ⇒・40～42歳 ・今年度新規国保加入者 ・1回目勧奨対象者のうち，A I 分析により受診確率が高い者</p> <p>【その他】 ・健診受診者へ健康ポイント事業による健康ポイントの付与（50ポイント）の実施</p> <hr/> <p>③受診機会の拡充（環境整備） ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・地区巡回健診等の実施⇒市民ニーズに即した健診メニュー（総合・土日・早朝健診等）の実施回数等の拡大 ・出前健診（自治会や各団体などの要請に応じて開催）の実施 ・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施 ・国保健診（国保加入者対象）の実施（JAうつのみや南部支所等を会場とした健診・4回） ・集団健診予約センター（電話），集団健診予約システム（WEB）による予約⇒年間の日程が予約可能である利便性の高い予約システムの運用開始</p>	<p>・A I を活用した未受診者勧奨について，令和2年度の実施結果から，勧奨後の受診率の向上に効果のあった不定期受診者と前年度国保加入者への重点的な勧奨を実施したため，受診者数の増加に一定の効果があった。 ⇒不定期受診者の受診の定着化と健診受診が定着化している退職者を中心とした前年度国保加入者の受診率の底上げを図るため，A I 分析に基づくタイプ別メッセージ等による2回の勧奨を確実に実施する。</p> <hr/> <p>・地区巡回健診において，市民ニーズの高い健診メニュー（総合・土日・早朝健診等）の実施回数を拡大し，受診しやすい環境の整備を図ることができた。 ⇒引き続き，生活習慣病の早期発見・発症予防のため，市民ニーズの高い健診メニュー（総合・土日健診等）の実施回数等を拡大するなど受診機会の拡充を図る。</p>	<p>②未受診者対策の強化 ・A I を活用した受診勧奨通知の送付（7・11月）（60,000通） ・40歳到達者や今年度新規国保加入者等を対象とした受診勧奨通知の送付（1月） ・健診受診者へ健康ポイント事業による健康ポイントの付与（50ポイント）の実施</p> <hr/> <p>③受診機会の拡充（環境整備） ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・<u>地区巡回健診等の実施⇒市民ニーズに即した健診メニュー（総合・土日健診等）の実施回数や定員の拡大【拡充】</u> ・出前健診（自治会や各団体などの要請に応じて開催）の実施 ・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施 ・国保健診（国保加入者対象）の実施（JAうつのみや南部支所を会場とした健診） ・集団健診予約センター（電話），集団健診予約システム（WEB）による予約</p>

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組																															
<p>(13)生活習慣病の発症予防◎</p> <p>【特定保健指導】 特定健診の結果，生活習慣の改善のための特定保健指導が必要な対象者に対し，確実に指導を実施できるよう，環境整備を行い，特定保健指導実施率（＊）の向上を図る。</p> <p>* 特定保健指導実施率 特定保健指導（動機付け支援は初回・最終評価の全2回，積極的支援は初回・中間・最終評価の全3回）を実施した者のうち，それぞれ最終評価まで3か月継続実施した者の割合</p>	<p>【特定保健指導】 ◆特定保健指導実施率 【目標】50%</p> <table border="1" data-bbox="546 268 1359 659"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">3月末（年度末）現在</th> <th colspan="3">確定値</th> </tr> <tr> <th>対象者数（名）</th> <th>初回（名）</th> <th>終了（名）</th> <th>実施率（%）</th> <th>対象者数（名）</th> <th>終了者数（名）</th> <th>実施率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>1,659</td> <td>205</td> <td>97</td> <td>5.8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>1,634</td> <td>191</td> <td>46</td> <td>2.8</td> <td>1,878</td> <td>430</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R4.3月末の数値については未集計分がある（R4.11月確定）。</p> <p>①環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導の実施（76回→82回） ⇒市内5か所（保健所・市保健センター・平石・姿川・国本地区市民センター） 健診結果相談会予備日における追加実施 個別医療機関等における特定保健指導の実施 集団健診当日の初回面接の分割実施（2会場・65→85回） 特定保健指導従事者研修会の開催（年1回） <p>②特定保健指導利用勧奨【健診サポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知による勧奨 特定保健指導対象者に対し，直近の健診結果相談会の日程等を盛込んだ利用勧奨通知（はがき）を送付 通知による勧奨実績 1,589人 専門オペレーターによる電話勧奨 通知発送から1週間後に，特定保健指導未利用者に対し電話勧奨を実施 電話による勧奨実績 1,382人 ⇒勧奨実施者（通知・電話）のうち健診結果相談会予約者数 323人（20.3%） 集団健診会場において，特定保健指導の周知啓発チラシの配付 		3月末（年度末）現在				確定値			対象者数（名）	初回（名）	終了（名）	実施率（%）	対象者数（名）	終了者数（名）	実施率（%）	3年度	1,659	205	97	5.8	-	-	-	2年度	1,634	191	46	2.8	1,878	430	22.9	<p>・専門オペレーターによる電話勧奨の際に，保健指導の案内や健診結果相談会の予約をその場で受け付けること等により，特定保健指導の利用のきっかけとなり，3月末時点で，令和2年度の実施率を上回っている。令和2年度の確定値は令和元年度（21.3%）と比較し1.6ポイント増加した。</p> <p>⇒引き続き，専門オペレーターによる電話勧奨を実施するとともに，健診結果相談会の予約者数に応じ，実施回数を増やすなど環境整備を行い，実施率向上に向け取り組んでいく。</p> <p>・利用しやすい身近な会場での健診結果相談会の実施や集団健診当日の初回面接の分割実施などにより，特定保健指導の利用者が増加し，特定保健指導実施率の向上につながっている。</p> <p>⇒健診結果相談会の予約が埋まりやすい保健センターと平石地区市民センターの実施回数を拡充するなど，より利用しやすい環境整備を実施する。</p> <p>・通知勧奨に加え専門オペレーターによる電話勧奨を通年実施したことにより，特定保健指導利用者が増加し，特定保健指導実施率の向上につながっている。</p> <p>⇒引き続き，専門オペレーターによる電話勧奨を実施するとともに，集団健診などの機会をとらえた周知啓発を実施する。</p>	<p>【特定保健指導】 ◆特定保健指導実施率 【目標】60% ※第2期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）で定めた目標値</p> <p>①環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導の実施（82回） ⇒市内5か所（保健所・市保健センター・平石・姿川・国本地区市民センター） 健診結果相談会予備日における追加実施 個別医療機関等における特定保健指導の実施 集団健診当日の初回面接の分割実施 特定保健指導従事者研修会の開催（年1回） <p>②特定保健指導利用勧奨【健診サポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通知・電話による利用勧奨（健診結果相談会の直近の日程を掲載した通知（はがき）を発送し，その後（5～7日後）に，専門オペレーターによる電話勧奨を実施） 集団健診会場において，特定保健指導の周知啓発チラシの配付
	3月末（年度末）現在				確定値																													
	対象者数（名）	初回（名）	終了（名）	実施率（%）	対象者数（名）	終了者数（名）	実施率（%）																											
3年度	1,659	205	97	5.8	-	-	-																											
2年度	1,634	191	46	2.8	1,878	430	22.9																											

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組																					
<p>(13)生活習慣病の発症予防◎</p> <p>【人間ドック・脳ドックの推進】</p> <p>疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成することにより、受診促進を図る。</p>	<p>【人間ドック・脳ドックの推進】</p> <p>◆受診者数（※各年度3月末現在） 【目標】2,700人</p> <table border="1" data-bbox="546 275 1231 453"> <thead> <tr> <th></th> <th>人間ドック</th> <th>脳ドック</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>2,343名</td> <td>104名</td> <td>2,447名</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>2,089名</td> <td>95名</td> <td>2,184名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各種受診促進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査との同時受診を実施 ・広報紙、国保だより、ホームページ等で周知 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 <p>※助成額 10,000円（特定健康診査との同時受診は16,457円）</p>		人間ドック	脳ドック	計	3年度	2,343名	104名	2,447名	2年度	2,089名	95名	2,184名	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や国保だより等に記事を掲載し、あわせて、新規国保加入者に向け、特定健康診査との同時受診を含めた周知・受診勧奨を行ったため、受診者数の回復が見られた。 <p>⇒引き続き、広報紙や国保だより、健診案内チラシ等を活用し受診を促進していく。</p>	<p>【人間ドック・脳ドックの推進】</p> <p>◆受診者数 【目標】2,700人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査との同時受診を実施 ・広報紙、国保だより、ホームページ等で周知 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 <p>※助成額 10,000円（特定健康診査との同時受診は16,787円）</p>									
	人間ドック	脳ドック	計																					
3年度	2,343名	104名	2,447名																					
2年度	2,089名	95名	2,184名																					
<p>(14)生活習慣病の重症化予防◎</p> <p>糖尿病リスクの高い方に、医療機関への受診勧奨や生活習慣を改善するための保健指導を実施し、病状の維持・合併症の予防を図る。</p>	<p>【糖尿病重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の血糖検査の結果、数値が糖尿病領域（*）にあり、医療機関の受診を必要とするが、未受診となっている者に対し、文書、電話、訪問による受診勧奨を実施 <div data-bbox="706 1016 1151 1159" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*糖尿病領域 空腹時血糖 126mg/dl 以上 又は HbA1c 6.5% 以上</p> </div> <p>◆指導実績（※各年度3月末現在）</p> <p>【目標】受診勧奨回数：230回</p> <table border="1" data-bbox="546 1255 1288 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>受診勧奨回数</th> <th>受診者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>96名</td> <td>266回</td> <td>64名</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>97名</td> <td>217回</td> <td>75名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨の対象者（糖尿病性腎症）のうち、本人に生活習慣改善の意思があり、医師の指示が得られた者に対し、食事指導（栄養指導）を含む保健指導を実施 <p>◆指導実績（※各年度3月末現在）</p> <p>【目標】保健指導回数：120回</p> <table border="1" data-bbox="546 1709 1326 1906"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>保健指導回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>27名（うち保健指導実施者4名）</td> <td>92回</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>34名（うち保健指導実施者6名）</td> <td>109回</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	受診勧奨回数	受診者	3年度	96名	266回	64名	2年度	97名	217回	75名		対象者	保健指導回数	3年度	27名（うち保健指導実施者4名）	92回	2年度	34名（うち保健指導実施者6名）	109回	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果からの対象者抽出だけでなく、糖尿病治療中断者に対しても、医療機関への受診勧奨を行った結果、延べ指導件数が増加した。 <p>⇒引き続き、糖尿病リスクを抱えながらも医療機関を受診していない対象者への受診勧奨を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策を図りながら、状況に応じて文書や電話、訪問による保健指導を継続実施したことにより、目標は達成できなかったものの、保健指導を行ったことにより、体重の減少や運動量の増加など生活習慣の改善が見られた。 <p>⇒引き続き、腎機能低下者等の重症化リスクの高い者には、優先的に訪問指導を実施するとともに、県糖尿病重症化予防プログラム推進医と連携し、保健指導対象者数を増やし、指導内容を充実させる。</p>	<p>【糖尿病重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書、電話、訪問による受診勧奨を実施 <p>◆指導実績</p> <p>【目標】受診勧奨：230回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症化リスクの高い者への訪問指導を行い、食事指導（栄養指導）を含む保健指導を実施 <p>◆指導実績</p> <p>【目標】保健指導：120回</p>
	対象者	受診勧奨回数	受診者																					
3年度	96名	266回	64名																					
2年度	97名	217回	75名																					
	対象者	保健指導回数																						
3年度	27名（うち保健指導実施者4名）	92回																						
2年度	34名（うち保健指導実施者6名）	109回																						

施 策	令和3年度の主な取組と実績	令和3年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和4年度の主な取組
<p>(15)事業所における健康づくりとの連携</p> <p>働く世代における生活習慣が、退職後の健康に影響することから、事業所における健康づくりとの連携を図る。</p>	<p>【宇都宮市地域・職域連携推進協議会(*1)による事業】 地域保険（国民健康保険等）と職域保険（社会保険等）の連携により、被保険者の健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互活用し、下記の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会の開催（動画配信） ・オンライン方式や事業所等に専門職を派遣する健康講座の実施 ・「職場における健康づくり応援サイト」等を活用した情報提供の実施 ・糖尿病の発症予防・重症化予防に関する積極的な支援が必要な業種(*2)のうち、健康課題の解決に向けた対応策とその効果を検証するために、まずは建設業からモデル事業所を選出。従業員アンケート結果から健康課題を把握し、対応策を検討 <div data-bbox="543 852 1344 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*1 宇都宮市地域・職域連携推進協議会【平成25年8月設置】 地域保険と職域保険の連携を図るため、商工会議所や市医師会・協会けんぽ等で構成し、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用することで、地域社会全体での健康づくりを推進することを目的とする。</p> </div> <div data-bbox="543 1115 1344 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*2 積極的な支援が必要な業種【令和元年度選定】 全国健康保険協会に加入している宇都宮市内事業所の特定健康診査結果分析において、宇都宮市内事業所全体と比較して糖尿病の発症予防・重症化予防を積極的に図る必要があると宇都宮市地域・職域連携推進協議会において選定した業種。2業種。 「建設業」「運輸・郵便業」</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会等を実施することにより、事業主や健康管理担当者に従業員の健康づくりについての効果的な啓発を行うことができた。 ・建設業モデル事業所を選出し、従業員アンケートから事業所の健康課題を分析し共有することができた。 <p>⇒引き続き、職域における健康づくりの意識を高め、被保険者の健康管理につなげるため、啓発事業を実施していく。</p> <p>⇒働く世代に係る健康課題に対応した講座の開催や、業種別に生活習慣病の周知を実施するなど、啓発事業の充実を図る。</p> <p>⇒積極的な支援が必要な業種のうち、建設業モデル事業所に対して、健康づくりに向けた取組への支援を実施する。</p>	<p>【宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く人の健康づくり講演会の開催 ・オンライン方式や事業所等に専門職を派遣する健康講座の実施 ・「職場における健康づくり応援サイト」等を活用した情報提供の実施 ・建設業モデル事業所に対する、健康課題の解決に向けた支援とその効果検証を実施し、結果を踏まえ、対応策を関係事業所へ波及 ・運輸・郵便業における、モデル事業所の選出及び健康課題の把握とその解決に向けた支援の実施【拡充】

指 標	実 績								
《計画の目標値》 ○1人当たり医療費の増加率 (対H29年度比)	目 標	実 績	【アクションプラン（年度毎）における目標値】 令和4年度 13.97%（対H29年度比） ※国保経営改革プランでの目標値 令和6年度 H29年度対比で20.12%以内			診療報酬改定状況			
	令和3年度 11.03% 平成29年度 基準年	12.62% 基準年				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度
			全体	△0.90%	△0.07%	△0.46%	△0.94%		
			本体	+0.55%	+0.41%	+0.55%	+0.43%		
			薬価	△1.45%	△0.48%	△1.01%	△1.37%		
【参 考 1】被保険者の年度推移 … ①									
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
被保険者全体			119,701人	114,182人	108,722人	105,852人	103,580人		
内 訳	一般（65歳未満）		69,386人	65,672人	61,887人	59,375人	57,194人		
	前期高齢者（65～74歳）		48,521人	47,850人	46,724人	46,476人	46,386人		
	退職被保険者（主に60～64歳）		1,794人	660人	111人	1人	0人		
【参 考 2】1人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ②									
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1人当たり医療費の増加率 (対H29年度比)			基準年	2.93%	7.28%	4.83%	12.62%		
1人当たり医療費			337,738円	347,617円	362,327円	354,067円	380,360円		
内 訳	一般（65歳未満）		226,781円	233,395円	247,268円	246,626円	267,271円		
	前期高齢者（65～74歳）		495,188円	504,178円	514,570円	492,760円	519,800円		
	退職被保険者（主に60～64歳）		370,757円	362,865円	428,069円	3,719,261円	0円		
【参 考 3】医療費総額の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ③									
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
医療費総額			404億円	397億円	394億円	375億円	394億円		
内 訳	一般（65歳未満）		157億円	154億円	153.5億円	146億円	153億円		
	前期高齢者（65～74歳）		240億円	241億円	240億円	229億円	241億円		
	退職被保険者（主に60～64歳）		7億円	2億円	5,000万円	400万円	0円		
<p>① 社会保険の適用拡大等の影響により、被保険者全体の数は減少傾向にある。</p> <p>② 1人当たり医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化の影響で年々増加してきた。令和2年度は受診控えの影響により減少に転じたものの、令和3年度は前年度の反動もあり大幅に伸びた。</p> <p>③ 医療費総額は、近年の傾向である被保険者全体の減少や、令和2年度の影響で減少していたが、令和3年度はコロナ前の水準まで増加した。</p>									
一人当たり医療費の年度推移					医療費総額の推移				

報告第4号

令和4年度国民健康保険税の課税状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
課税限度額	630,000円		190,000円		170,000円	

○令和3年度に課税限度額を改定。税率は平成26年度に改定した後変更なし。

2 当初課税の状況（全体分）

		3年度	4年度	増減
世帯数		69,808世帯	68,451世帯	△1,357世帯
被保険者数		107,179人	103,455人	△3,724人
応能 応益	所得割①	5,652,516千円	5,422,540千円	△229,976千円
	均等割②	4,037,982千円	3,870,001千円	△167,981千円
	平等割③	1,880,219千円	1,829,050千円	△51,169千円
小計A (①+②+③)		11,570,717千円	11,121,591千円	△449,126千円
軽減額B		1,507,607千円	1,511,526千円	3,919千円
課税額(A-B)		10,063,110千円	9,610,065千円	△453,045千円
1世帯当たり課税額		144,154円	140,393円	△3,761円
1人当たり課税額		93,891円	92,891円	△1,000円

○世帯数、被保険者数ともに減少傾向にある。(前年比:世帯数△0.4%,被保険者数△1.5%)

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となり、1世帯当たり・1人当たり課税額も減少した。

3 軽減額の内訳

①所得が少ない世帯に係る軽減

	3年度		4年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	17,912世帯	940,794千円	18,150世帯 (238世帯)	945,568千円 (4,774千円)
5割軽減 43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	9,712世帯	430,337千円	9,414世帯 (△298世帯)	405,673千円 (△24,664千円)
2割軽減 43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7,554世帯	136,476千円	7,360世帯 (△194世帯)	131,840千円 (△4,636千円)
合計	35,178世帯	1,507,607千円	34,924世帯 (△254世帯)	1,483,081千円 (△24,526千円)

○世帯数の減少に伴い、軽減世帯数の合計は減少しているが、全世帯のうち軽減世帯の占める割合は51.0%と前年度(50.4%)と比較して微増となった。

②未就学児に係る軽減

令和4年度から子育て世帯の軽減を図るため未就学児の均等割額を5割減額する。
 なお、所得の少ない世帯については7割・5割・2割の軽減後の額を5割減額とする。

	3年度		4年度	
	世帯	金額	世帯	金額
8. 5割軽減 (7割軽減世帯)	—	—	329世帯	2,086千円
7. 5割軽減 (5割軽減世帯)	—	—	221世帯	2,479千円
6割軽減 (2割軽減世帯)	—	—	209世帯	3,620千円
5割軽減 (軽減なし世帯)	—	—	913世帯	20,260千円
合計	—	—	1,672世帯	28,445千円

報告第5号

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の 取組について

本市では、新型コロナウイルス感染症に感染した方や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等への支援のため、昨年度に引き続き、以下の取組を行っている。

1 傷病手当金の支給（別紙No.1参照）

被保険者である被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、給与収入が減少した場合に、申請により傷病手当金を支給する。

2 国民健康保険税の減免（別紙No.2参照）

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡し又は重篤な傷病を負った場合や、世帯主の収入が一定額以上減少した場合に、申請により国民健康保険税を減免する。

3 被保険者資格証明書の取扱い（別紙No.3参照）

新型コロナウイルス感染症の疑いで、国民健康保険の被保険者資格証明書の方が帰国者・接触者外来を受診した場合は、資格証明書でも被保険者証（通常の保険証）とみなして取り扱う。

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の取組一覧

No.	取組	対象	内容
1	傷病手当金の支給	国民健康保険の加入期間中において、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、給与収入が減少した方	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日 ・支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数 ・適用期間 令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間 <p>※ 令和3年度の実績：43件 2,047,247円</p>
2	国民健康保険税の減免	<p>①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を全額免除</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯の方 ⇒ 保険税の一部を減額</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入）について、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少（保険金、賠償金等により補てんされるべき金額を除く。コロナ関連の給付金は含まない。）する見込みであること ・前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 	<p>○左記の②の世帯の方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税の減免額 減免対象保険税額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額 ・減免対象の保険税額（A×B/C） <p>A：令和4年度分の保険税額 B：世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和2年分の所得額 C：世帯主及び世帯の被保険者全員の令和2年分の合計所得金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額に応じた減免割合（D） <p>300万円以下の場合：全部（10分の10） 400万円以下の場合：10分の8 550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4 1,000万円以下の場合：10分の2</p> <p>※ 令和3年度の実績：114件 16,069,600円</p>
3	被保険者資格証明書の取扱い	新型コロナウイルス感染症の疑いで、帰国者・接触者外来を受診した国民健康保険被保険者資格証明書の方	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書でも被保険者証（通常の保険証）とみなして取り扱う。 <p>※ 令和3年度の実績：16件</p>

※これらの取組については、本市のホームページに掲載しております。

令和4年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

回数	日程 (候補日)	議事予定	会場
第1回	・7月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び会長職務代理者の選出 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度決算状況(見込み)について 令和4年度当初予算の概要について 令和3年度国保アクションプランの取組状況と令和4年度国保アクションプランの主な取組について 令和4年度国民健康保険税の賦課状況について 令和4年度の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の取組について 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度運営協議会の開催予定 	14大
第2回	・10月27日(木) 又は ・11月10日(木) (予定)	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> 本市国民健康保険の現状について 保険税水準の統一化について 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の課税限度額の見直しについて 	調整中
第3回	・12月下旬 (予定)	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の税率について 	調整中
予備	・2月上旬 (予定)		調整中

※ 開催時間はすべて午後4時30分から午後6時00分ごろまでを予定

※ 第3回以降の日程については、納付金の算定に係る国・県の動向等により変更することがあります。正式な日程については開催通知により御確認くださいようお願いいたします。